

(参考様式2) 社会資本総合整備計画 (社会資本整備総合交付金)

令和4年2月7日

計画の名称	矢掛町地域住宅等整備計画										重点配分対象の該当																		
計画の期間	令和4年度 ~ 令和8年度 (5年間)					交付対象	矢掛町																						
計画の目標	公営住宅等の計画的な改善, 「不良空き家」の計画的な除却を実施し, 安全で安心な住まいづくり・まちづくりを推進する。																												
計画の成果目標 (定量的指標)	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等の長寿命化対策の推進 (長寿命化計画の達成率の増加) 空き家対策 (不良住宅の除却) の推進 																												
定量的指標の定義及び算定式	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (R4当初)</th> <th>中間目標値</th> <th>最終目標値 (R8末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢掛町公営住宅等長寿命化計画で建替・改善・用途廃止と判定された戸数に対する改善等事業実施戸数の割合</td> <td>0%</td> <td></td> <td>60%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「不良空き家」の除却目標棟数 (5戸) に対する除却済み棟数の割合</td> <td>0%</td> <td></td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												定量的指標の現況値及び目標値			備考	当初現況値 (R4当初)	中間目標値	最終目標値 (R8末)	矢掛町公営住宅等長寿命化計画で建替・改善・用途廃止と判定された戸数に対する改善等事業実施戸数の割合	0%		60%		「不良空き家」の除却目標棟数 (5戸) に対する除却済み棟数の割合	0%		100%	
	定量的指標の現況値及び目標値			備考																									
	当初現況値 (R4当初)	中間目標値	最終目標値 (R8末)																										
矢掛町公営住宅等長寿命化計画で建替・改善・用途廃止と判定された戸数に対する改善等事業実施戸数の割合	0%		60%																										
「不良空き家」の除却目標棟数 (5戸) に対する除却済み棟数の割合	0%		100%																										
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	997百万円	A	997百万円	B	0百万円	C	0百万円	D	0百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0.0%																	
交付対象事業																													
A 基幹事業																													
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考												
									R4	R5	R6	R7	R8																
1-A-1	住宅	一般	矢掛町	直接	矢掛町	地域住宅計画に基づく事業 (公的賃貸住宅家賃低廉化事業)	公的賃貸住宅家賃低廉化事業 (37戸)	矢掛町						155		-													
1-A-2	住宅	一般	矢掛町	直接	矢掛町	地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅等ストック総合改善事業)	外壁改修, 屋上防水等 (11戸)	矢掛町						33		策定済													
1-A-3	住宅	一般	矢掛町	間接	矢掛町	地域住宅計画に基づく事業 (住宅地区改良事業)	空き家再生等推進事業 (除却5戸)	矢掛町						3		-													
1-A-4	住宅	一般	矢掛町	直接	矢掛町	地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅等整備事業)	内神住宅建替事業 (30戸)	矢掛町						800	0.77	策定済													
1-A-5	住宅	一般	矢掛町	直接	矢掛町	地域住宅計画に基づく事業 (災害公営住宅家賃低廉化事業)	災害公営住宅家賃低廉化事業 (1戸)	矢掛町						6		-													
合計												997																	
B 関連社会資本整備事業 (該当なし)																													
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考												
									R4	R5	R6	R7	R8																
合計												0																	
C 効果促進事業																													
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考														
									R4	R5	R6	R7	R8																
合計																													
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考																	
D 社会資本整備円滑化地籍整備事業																													
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考														
									R4	R5	R6	R7	R8																
合計																													
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考																	

交付金の執行状況

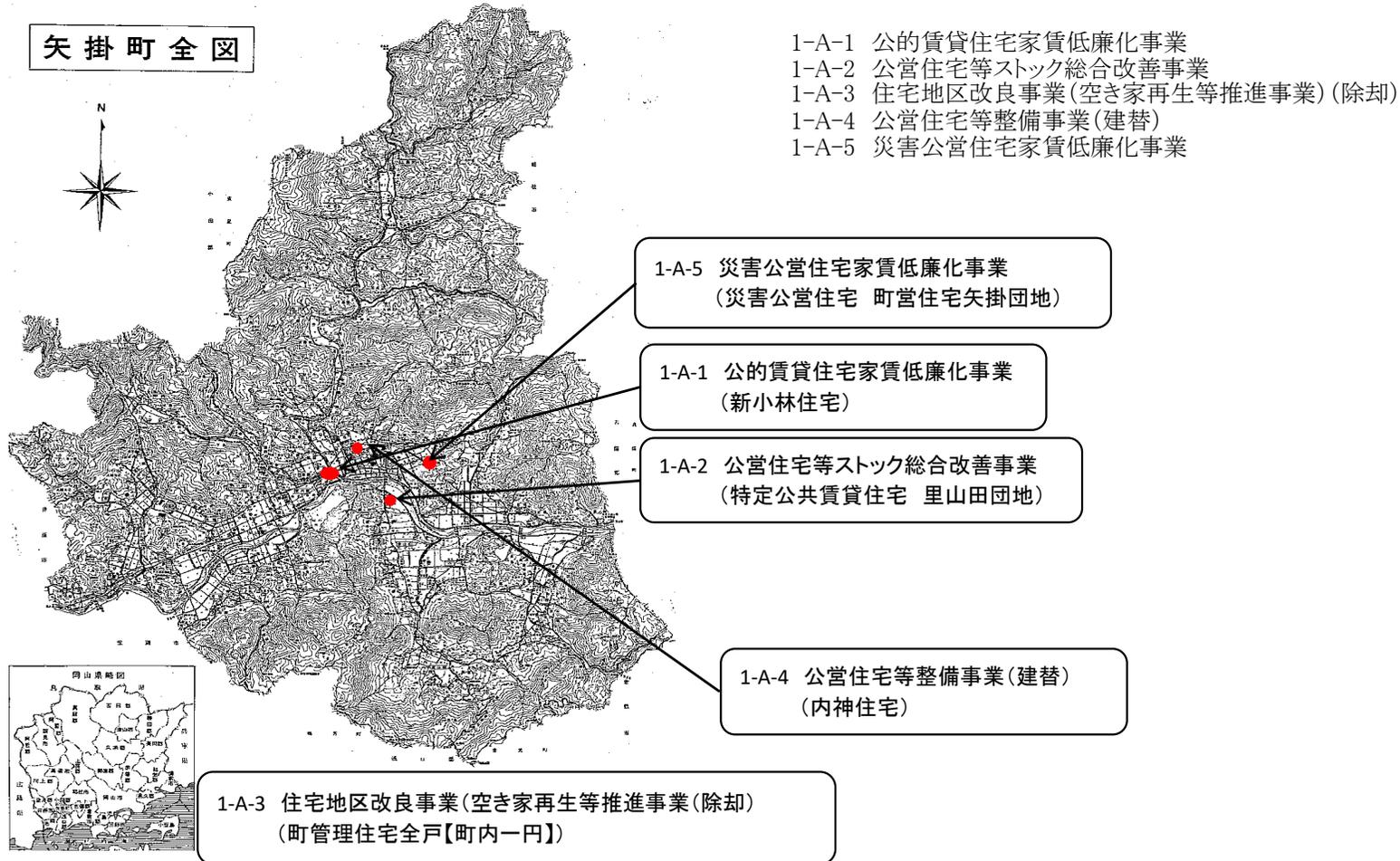
(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8
配分額 (a)					
計画別流用 増△減額 (b)					
交付額 (c=a+b)					
前年度からの繰越額 (d)					
支払済額 (e)					
翌年度繰越額 (f)					
うち未契約繰越額 (g)					
不用額 (h = c+d-e-f)					
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))					
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由					

(参考様式3)

(参考図面) 地域住宅支援

計画の名称	矢掛町地域住宅等整備計画	
計画の期間	令和4年度～令和8年度(5年間)	交付対象
		矢掛町



社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 矢掛町地域住宅等整備計画

事業主体名: 岡山県矢掛町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60～79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	○

(★は必須事項)